
I プラン策定にあたって

1 策定の趣旨

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしていますが、多くの公立病院において、経営状況の悪化や医師不足等のために、医療提供体制の維持が厳しい状況になっていたことから、総務省は平成 19 年 12 月に「公立病院改革ガイドライン」を、平成 27 年 3 月に「新公立病院改革ガイドライン」を示し、病院事業を設置する地方公共団体に対し、公立病院改革プランを策定のうえ、病院事業の経営改革に取り組むよう要請しました。

市民病院では、これらのガイドラインの趣旨を踏まえ、平成 21 年 2 月に『市立千歳市民病院改革プラン（平成 21 年度～平成 24 年度）』、平成 26 年 3 月には『市立千歳市民病院中期経営計画』（平成 26 年度～令和 2 年度）』を策定し、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」、「経営の効率化」の 4 つの視点に基づき、病院経営の改善・強化に取り組んできました。

しかしながら、医師・看護師等の不足が続いているほか、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として持続可能な経営を確保しきれない病院が多いことや、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて浮き彫りとなったことなどから、総務省は、経営強化の取組により、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、令和 4 年 3 月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を示したところです。

市民病院では、令和 3 年 9 月に有識者や住民等で構成する「市立千歳市民病院経営懇話会」において、中期経営計画で定めた 4 つの視点のうち、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」については、概ね取組を進められているものの、「経営の効率化」については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標としていた経常収支の黒字の維持を達成できなかったことから、継続して取組を進める必要があるとの評価を受けました。

このことから、更なる経営健全化に向けた取組を進めるとともに、地域の基幹病院として、持続可能な医療提供体制を確保し、安全で質の高い医療を提供するため、今回示された新たなガイドラインに基づき、『市立千歳市民病院経営強化プラン』を策定することとします。

2 公立病院経営強化ガイドライン

経営強化ガイドラインでは、今後の公立病院経営強化の目指すところは、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でへき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにすることにあり、各々の地域と病院が置かれた実情を踏まえつつ、概ね、次の6つの事項について記載することを要請しています。

① 役割・機能の最適化と連携の強化

立地条件等を踏まえつつ、以下のような観点から役割・機能の最適化と連携の強化について検討すること。

- (1) 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- (2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- (3) 機能分化・連携強化
- (4) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標
- (5) 一般会計負担の考え方
- (6) 住民の理解のための取組

② 医師・看護師等の確保と働き方改革

当該病院の役割・機能を果たすためには、医師・看護師等を確保するとともに、令和6年度から時間外労働規制が開始される医師の働き方改革に適切に対応していくことが必要となることから、そうした取組について記載すること。

③ 経営形態の見直し

当該病院の規模や置かれた環境といった地域の実情を踏まえ、経営の強化に向けた最適な経営形態を検討し、経営形態の見直しが必要となる場合は、新経営形態への移行の概要（移行スケジュールを含む。）を記載すること。

④ 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

公立病院は、平時から、新興感染症等の感染拡大時の対応に必要な機能を備えておくことが必要となる。

具体的には、感染拡大時に活用しやすい病床や転用しやすいスペース等の整備、感染拡大時における各医療機関の間での連携・役割分担の明確化、感染拡大時を想定した専門人材の確保・育成、感染防護具等の備蓄、院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有等を行っておく必要があることから、こうした取組の概要を記載すること。

⑤ 施設・設備の最適化

当該病院の役割・機能を果たすため、必要となる施設・設備の最適化について記載すること。

⑥ 経営の効率化等

地域の医療提供体制を確保し、良質な医療を継続的に提供していくため、医療の質の向上等による収入確保や医薬品費、医療材料費等の経費削減に積極的に取り組む必要があり、そうした取組について記載すること。

3 対象期間

本プランの対象期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年とします。

なお、国等の医療政策の動向や目標の達成状況により、必要に応じプランの見直しを行います。